

社会福祉法人 公和会  
役員及び第三者委員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 公和会の役員及び第三者委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(第三者委員の報酬)

第6条 第三者委員が第三者委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 第三者委員が第三者委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて苦情解決システムの業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により

報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に既算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成18年10月23日より適用する
- 2 この規程は、平成19年 6月 1日より適用する
- 3 この規程は、平成29年 6月 1日より適用する

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	5,000円
第三者委員会出席報酬等	5,000円	5,000円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事業務報酬等	5,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	5,000円	5,000円
第三者委員業務報酬等	5,000円	5,000円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他
実 費	10,000円	5,000円	実 費

社会福祉法人 公和会  
評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 公和会の評議員の旅費交通費等について定めるものである。

(評議員会の出席)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、日当、交通費を支払うことができる。又、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬は支払わないものとする。

2 交通費の実績が、交通費の額を超える場合には、その実費とする。

	日 当	交 通 費
評議員会出席	5,000円	5,000円

(評議員の報酬)

第3条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事会の名を受けて、その業務にあたった場合には、日当及び交通費を支払うことができる。

2 交通費の実績が、交通費の額を超える場合には、その実費とする。

	日 当	交 通 費
評議員業務報酬等	5,000円	5,000円

(出張旅費)

第4条 評議員が法人業務のため出張する場合は、日当及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算を支払い、出張後清算することができる。

旅 費	宿 泊 費	日 当	そ の 他
実 費	10,000円	5,000円	実 費

(改正)

第5条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年4月1日より適用する。

社会福祉法人 公和会  
評議員選任・解任委員の報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 公和会の評議員選任・解任委員（以下「委員」という）の旅費交通費等について定めるものである。

(評議員選任・解任委員会の出席)

第2条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、日当、交通費を支払うことができる。又、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬は支払わないものとする。

2 交通費の実績が、交通費の額を超える場合には、その実費とする。

	日 当	交 通 費
委員会出席	5,000円	5,000円

(評議員選任・解任委員の報酬)

第3条 委員が評議員選任・解任委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて、その業務にあたった場合には、日当及び交通費を支払うことができる。

	日 当	交 通 費
委員業務報酬等	5,000円	5,000円

(改正)

第4条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年4月1日より適用する。